

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【飯綱町】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
町営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建設水道課 維持管理係	026-253-4766	町営住宅等の申込み等ができます。
亡くなられた方に係る個人情報の提供	○		総務課 総務係	026-253-2511	パートナーが亡くなった際にパートナーに関する個人情報の開示請求をすることができます。
保育施設への入所申込み	○		教育委員会 こども保育係	026-253-4769	パートナーを保護者とした保育施設の入所申込みが可能です。
教育・保育給付認定申請 (認可保育施設の利用申込含む)	○		教育委員会 こども保育係	026-253-4769	パートナーを保護者として申請することができます。保育料の算定の際は、パートナーの町民税も合算されるとともにパートナーについても保育を必要とする理由に該当することが必要となります。
施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育の無償化認定申請)	○		教育委員会 こども保育係	026-253-4769	パートナーを保護者として申請することができます。認定の際にパートナーの町民税の課税状況やパートナーについても保育を必要とする理由に該当することが必要となります。
り災証明の申請 (委任状を省略)	○		総務課 危機管理室 (住家等以外) 税務会計課 課税係 (住家等)	026-253-2511 026-253-4071	り災者本人に代わり申請することができます。宣誓の有無に係わらず、委任状があれば代理で申請することができます。
死亡届出等について		○	住民環境課 住民係	026-253-4762	同居していたパートナーは、亡くなったパートナーの死亡届及び火葬場の使用許可申請ができます。
生活保護制度の申請		○	保健福祉課 福祉係	026-253-4764	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
母子健康手帳の交付 (申請・受領)		○	保健福祉課 健康推進係	026-253-6841	同一世帯のパートナーは、身元確認ができれば代理で申請することができます。
放課後児童クラブの届出		○	教育委員会 こども保育係	026-253-4769	同居するパートナーは、児童クラブに関する届出をすることができます。
個人の町・県民税の申告書の提出		○	税務会計課 課税係	026-253-4071	本人か作成した個人町民税・県民税の申告書を代理で提出することができます。
職員の福利厚生等 (休暇等の届出)	○		総務課 総務係	026-253-2511	パートナーシップにある職員は、結婚に準ずるものとして特別休暇 (結婚休暇、忌引き休暇等) 等が取得できます。
保育所・学童保育所への送迎	○		教育委員会 こども保育係	026-253-4769	保育所等への子どもの送迎をパートナーが代理で行うことができます。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免		○	税務会計課 課税係	026-253-4071	宣誓をしていなくても軽自動車の減免の申請ができます。

要介護認定の代理申請		○	保健福祉課 介護支援係	026-253-4764	宣誓をしていなくても要介護認定の申請ができます。
心身障害者扶養共済制度		○	保健福祉課 福祉係	026-253-4764	障がいのある方を現に扶養している親族等であること等の要件を満たすことが必要です。また、掛け金の支払いが必要になります。